

令和8(2026)年度プロスポーツチームと連携した地域防犯力強化に係る広報啓発業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が委託するプロスポーツチームと連携した地域防犯力強化に係る広報啓発業務を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和8(2026)年度プロスポーツチームと連携した地域防犯力強化に係る広報啓発業務

2 目的

防犯ボランティア団体数が減少する中、地域における自主的な防犯活動を促進するため、プロスポーツチームの情報発信力を活用し、防犯や交通安全に関する広報啓発を通して、県民一人ひとりの防犯意識の高揚や「ながら見守り※」の機運醸成、見守りの多様な担い手の参画促進等を図る。

※買い物やウォーキングなどの日常生活や事業活動の中で、防犯の視点をもって行う見守り活動

3 委託期間

契約締結の日から令和9(2027)年3月19日（金）まで

4 業務内容

(1) 連携するプロスポーツチームの選定及び調整

- ・ 県内のプロスポーツチーム（1チーム以上）（以下、「協力チーム」という。）と調整し、乙の行う地域防犯力強化に係る広報啓発に協力を得ること。
- ・ 協力チームの選定にあたっては、チームが広報活動を実施できるイベント等やスポーツ教室の開催実績等を踏まえ、効果的な広報啓発を実施することができるチームとすること。
- ・ 協力チームに対しては、地域防犯力強化に係る広報啓発に協力していることを対外的に周知できる名称を付与すること。
- ・ なお、協力チームについては、令和8(2026)年8月22日（土）に那須塩原市内で甲が主催するくらしの安全安心フェアにおいて委嘱式を行うことから、協力チームの当該フェアへの参加について調整を図ること。

(2) 協力チームと連携した広報啓発

ア 協力チームのイベント等における広報啓発（1回以上）

- ・ 協力チームが広報活動を実施できるイベント等において、来場者に向けてイで制作する啓発チラシを配付すること。
- ・ その他、協力チームと連携し、防犯や交通安全に関して来場者に向けた広報啓発を行うこと。

イ 選手等を起用した県民の防犯・交通安全等に係る啓発チラシの制作（1,000枚以上）

- ・ 制作するチラシについては、防犯や交通安全に関する情報提供や、防犯活動への参加意欲の向上に関する内容とすること。
- ・ なお、記載内容については、くらし安全安心課と事前に協議を行うこと。

ウ スポーツ教室等での広報啓発（3回以上）

- ・協力チームが主催するスポーツ教室等において、年齢や性別を問わず、より幅広い対象者に防犯や交通安全に関する広報啓発を行い、併せて協力チームの公式SNSにおいて情報発信すること。
- ・広報啓発の内容は、自主防犯意識の高揚や「ながら見守り」の紹介、交通安全に関する啓発等とし、内容については、くらし安全安心課と事前に協議を行うこと。
- ・スポーツ教室等での広報啓発及び公式SNSによる情報発信の実施回数は、令和8(2026)年8月22日(土)に甲が主催するくらしの安全安心フェアにおける協力チーム委嘱後、委託期間終了までの間にそれぞれ計3回以上とする。
- ・公式SNSによる情報発信については、インプレッションの数値目標をあらかじめ設定すること。

(3) 「ながら見守り」等を実施する際に携行するグッズの制作

- ・通勤・通学や買い物、ウォーキングなどの外出時に、年齢や性別、季節等に関わらず、多様な主体が気軽に携行しやすい物品とすること。
- ・協力チームと連携したデザインとし、防犯活動の存在を視覚的に訴えることで犯罪抑止効果を高めるため、第三者から防犯活動を行っていることが分かるものとする。
- ・携行グッズについては、くらしの安全安心フェアで配付することから、令和8(2026)年8月18日(火)までに6(2)へ納品することとし、制作個数は500個以上とする。

(4) くらしの安全安心フェアにおける広報啓発

- ・令和8(2026)年8月22日(土)に那須塩原市内で甲が主催するくらしの安全安心フェアにおいて、協力チームと連携して防犯や交通安全に関する広報啓発を行うこと。
- ・会場となる那須塩原市那須野が原博物館内(屋内のみ)の会場スペース(研修室、エントランスホール、インフォメーションルーム、体験学習室)を有効活用した会場配置について甲と協議するとともに、当日のブース設営(20ブース程度)を行うこと。
- ・なお、ブース設営に要するパネルボードやブースサイン、看板等の必要資材については乙が確保するものとするが、ブース用長机・椅子については施設の備品を使用できるものとする。
- ・くらしの安全安心フェア集客のためのイベント案内チラシを7,000枚以上作成するとともに、効果的な広報を行うこと。
- ・荒天等のやむを得ない事情により当該フェアの開催が中止となった場合は、甲と協議の上、代替措置を講じること。

5 委託費の支払い

委託費の支払いは、委託業務完了後の精算払いとする。

なお、委託期間に関わらず、業務の実施完了をもって、委託業務完了とする。

6 成果物の納品

(1) 成果品

ア 事業実施結果報告書(任意様式)	紙媒体(A4版)1部及びDVD-ROM1枚
イ 業務実施にあたり収集及び作成したデータ	DVD-ROM1枚
ウ 制作したチラシ(2種)の電子データ	1式
エ 制作した携行グッズ	1式

(2) 提出場所

7 再委託の可否

乙は、乙が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務がある場合には、甲と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。

8 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出するものとする。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出し、検査を受けるものとする。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対し業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

9 権利の帰属

著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）をはじめ、本業務の成果物における一切の権利は、原則、甲に帰属する。

また、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。

成果物の全部又は一部に乙又は第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行う。なお、これらの手続を怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、乙は、その一切の責任を負うこと。

10 秘密保持

乙は、本業務により知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

11 留意事項

- (1) 業務の処理に当たっては、他人の名誉、信用、プライバシー権、その他の権利を侵害しないよう留意するとともに、個人情報の取扱を適正に行うものとする。
- (2) 乙は、制作に必要な取材、撮影等の一切を実施するものとし、撮影に当たって使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は契約金額に含まれるものとする。
- (3) 乙は、業務スケジュールについて常時甲に報告するものとし、啓発チラシや携行グッズ等の完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けるものとする。
- (4) 業務上必要と認められるもので本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた事項は、甲と乙の両者が協議し進めるものとする。
- (5) 乙は、本仕様書に定めのない事項であっても、甲が必要と認める軽易な事項については契約金額の範囲内で実施するものとする。